

## <サイバープロテクター（情報漏えい保険）：想定事例集>

○ = 保険の対象となる = 免責にならない

× = 保険の対象とならない = 免責になる

No.	想定される事例	○ ×	コメント
1	情報の漏えいが法人及び法人役員の犯罪行為（所謂組織ぐるみの犯罪）であった場合	×	法人の犯罪行為は免責です。
2	情報の漏えいが法人及び法人役員の過失であった場合	○	
3	情報の漏えいが法人職員の犯罪行為であった場合	○	
4	情報の漏えいが職員の過失であった場合	○	
5	情報の漏えいが法人で活動しているボランティアや実習生の犯罪行為であった場合	○	
6	情報の漏えいが法人で活動しているボランティアや実習生の過失であった場合	○	
7	情報の漏えいが法人事業の利用者の過失であった場合	○	
8	情報の漏えいが法人事業の利用者の家族の犯罪行為であった場合	○	
9	情報の漏えいが法人事業の利用者の家族の過失であった場合	○	
10	法人が委託を受けた業務で情報が漏えいし、委託元が損害賠償したものについて当該法人が求償された場合	○	
11	法人が委託を受けた業務で情報が漏えいし、委託元が負担した事故対応費用の損害について当該法人が求償された場合(なお委託元に賠償責任がある場合とする)	○	
12	法人が業務を委託した委託先で当該業務に関わる情報が漏えいし、個人から当該法人に損害賠償を請求された場合(なお情報の漏えいが客観的に明らか場合とする)	○	
13	法人が業務を委託した委託先で当該業務に関わる情報が漏えいし、当該法人が委託元として事故対応費用を負担する場合の損害について法人が保険の請求をした場合(なお情報の漏えいが客観的に明らか場合)	○	
14	情報漏えいによる財産的損害はないが、漏えい自体により精神的な苦痛を受けたとして或いはプライバシー・人格権の侵害として当該法人が損害賠償を請求された場合(なお損害の発生と賠償責任が判決により認められるか或いは判例や保険支払いの前例等により明らか場合とする)	○	
15	上記の場合で、損害賠償責任はないとされたが、事故対応による費用や道義的な観点からの見舞金等に要した費用の損害について法人が保険請求をした場合	○	
16	法人役員の情報漏えいの場合	×	免責条項です。
17	法人で活動しているボランティアや実習生の情報の漏えいの場合	○	
18	法人事業の利用者、またはその家族の情報の漏えいの場合	○	
19	法人が本人に対して情報の利用目的の変更を通知しなかったこと(個人情報保護法違反)による損害について賠償請求された場合	×	免責条項です。
20	法人が第三者に情報を提供したこと(同意がない場合は個人情報保護法違反)が情報の漏えいに該当するとして損害賠償請求がなされた場合	×	免責条項です。
21	情報の漏えいの恐れがあるサイバー攻撃を受けた際の情報システム等復旧費用	▲	プレミアムプランのみ補償可能です。
22	サイバー攻撃があった際のサイバー攻撃調査費用	▲	プレミアムプランのみ補償可能です。